

家屋の異動・所有者の住所の変更にかかる連絡票

「家屋の取壊し等による異動」、「所有者の住所の変更」があった場合には、必要事項を記入のうえ報告してください。

なお、該当がない場合には報告は不要です。

納税義務者整理番号	
(ふりがな) お名前	
電話番号	

【家屋の異動がありました】

- ① 新築 ② 増築 ③ 改築 ④一部もしくは全体の取り壊し

異動があった家屋の所在地番と種類について、課税明細書を参考にしてご記入ください。

所 在	宮古市	種 類	
-----	-----	-----	--

【住所の変更がありました】

新住所	
旧住所	

お 願 い

家屋を取り壊したり、新築、増改築をしますと、翌年度から家屋の固定資産税が変わります。

また、住宅等の敷地（土地）には、軽減措置が適用されますので、住宅等の取り壊しや、新築、増築、または、店舗から住宅に改築するなどによって、土地の固定資産税が変わる場合があります。

家屋の異動がありましたら、お手数ですが必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

なお、不明な点がございましたら、お問い合わせください。

提出先、お問合せ先 宮古市総務部税務課資産税係

住 所 〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

電 話 0193-68-9073、FAX 0193-63-9111

Eメール zeimu@city.miyako.iwate.jp